「試験科目及びその範囲並びにその細則」新旧対照表

改訂前（第 29 回検定まで）

1　1級知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学　科　試　験	
1　リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）係争対応 （2）他社権利クリアランス
2　契約	契約に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）実施・利用許諾契約 （2）権利譲渡契約 （3）委託・共同研究契約 （4）その他の関連契約
3　エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）侵害の判定 （2）侵害警告 （3）侵害訴訟 （4）模倣品・海賊版排除
4　資金調達	権利を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）証券化 （2）信託 （3）その他の資金調達（証券化、信託を除く）
5　価値評価	権利の価値評価に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）定量評価（価格算出を含む） （2）定性評価 （3）権利の税務上の取り扱い
6　関係法規	関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）民法（総則、担保権、債権） （2）民事訴訟法 （3）不正競争防止法 （4）独占禁止法 （5）関税法 （6）ＴＲＩＰＳ協定
7　前各号に掲げる科目のほか次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目 **イ　特許専門業務**	
特許戦略	特許戦略に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）特許出願戦略（ポートフォリオ戦略等） （2）研究開発戦略と特許戦略の関係 （3）事業戦略と特許戦略の関係 （4）標準化戦略

改訂後（第 30 回検定から）

1　1級知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学　科　試　験	
1　管理	
1－1　リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）係争対応 （2）他社権利クリアランス
2　創造（調達）	
2－1　契約	契約に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）委託・共同研究契約 （2）関連契約
3　活用	
3－1　契約	契約に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）実施・利用許諾契約 （2）権利譲渡契約 （削除） （3）関連契約
3－2　エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）侵害の判定 （2）侵害警告 （3）侵害訴訟 （4）模倣品・海賊版排除
3－3　資金調達	権利を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）証券化 （2）信託 （3）資金調達（証券化、信託を除く）
3－4　価値評価	権利の価値評価に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）定量評価（価格算出を含む） （2）定性評価 （3）権利の税務上の取り扱い
4　関係法規	次に掲げる関係法規（判例を含む）に関し、知的財産に関連する事項について専門的な知識を有すること。 （1）民法（総則、担保権、債権） （2）民事訴訟法 （3）不正競争防止法 （4）独占禁止法・下請法・不当景品類及び不当表示防止法 （5）関税法 （6）ＴＲＩＰＳ協定 （7）憲法 （8）刑法 （9）商法・会社法 （10）民事執行法 （11）民事保全法
5　前各号に掲げる科目のほか次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目 **イ　特許専門業務**	
A　戦略	
A-1　知的財産戦略	知的財産戦略に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）IP ランドスケープ （2）ポートフォリオマネジメント （3）オープン＆クローズ戦略 （削除）

法務	法務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）営業秘密管理 （2）特許関連社内規定（営業秘密管理に関するものを除く）		B　管理 B-1　法務	法務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）営業秘密管理 （2）特許関連社内規定（営業秘密管理に関するものを除く）	
情報・調査	Ⅰ　情報に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）特許（実用新案を含む。以下同じ）関連情報開示 （2）特許関連情報収集・分析 Ⅱ　調査に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）先行資料（特許）調査 （2）他社権利（特許）調査 （3）パテントマップ		C　創造（調達） C-1　情報・調査	Ⅰ　情報に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）特許（実用新案を含む。以下同じ）関連情報開示 （2）特許関連情報収集・分析 Ⅱ　調査に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）先行資料（特許）調査 （2）他社権利（特許）調査 （3）パテントマップ	
国内権利化	Ⅰ　発明支援に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）発明の発掘 （2）発明者の確定 （3）発明の評価 Ⅱ　国内特許権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）明細書 （2）意見書提出手続 （3）補正手続 （4）拒絶査定不服審判手続 （5）査定系審決取消訴訟手続 Ⅲ　国内特許事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）出願事務 （2）期限管理 （3）年金管理		D　保護（競争力のデザイン） D-1　国内権利化	Ⅰ　発明支援に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）発明の発掘 （2）発明者の確定 （3）発明の評価 Ⅱ　国内特許権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）明細書 （2）意見書提出手続 （3）補正手続 （4）拒絶査定不服審判手続 （5）査定系審決取消訴訟手続 Ⅲ　国内特許事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）出願事務 （2）期限管理 （3）年金管理	
外国権利化	Ⅰ　外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の明細書（英文明細書を含む。） （2）諸外国の意見書提出手続 （3）諸外国の補正手続 （4）諸外国のその他の中間処理 （5）諸外国の権利取得のための争訟手続 （6）国際出願手続 Ⅱ　外国特許事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の出願事務 （2）諸外国の期限管理 （3）諸外国の年金管理		D-2　外国権利化	Ⅰ　外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の明細書（英文明細書を含む。） （2）諸外国の意見書提出手続 （3）諸外国の補正手続 （4）諸外国の中間処理 （5）諸外国の権利取得のための争訟手続 （6）国際出願手続 Ⅱ　外国特許事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の出願事務 （2）諸外国の期限管理 （3）諸外国の年金管理	
特許関係法規	特許関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）特許法 （2）実用新案法 （3）半導体集積回路法 （4）パリ条約 （5）特許協力条約 （6）欧州特許条約 （7）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等）の特許関係法規 （8）その他の特許関係法規及び関係条約 （9）商標法 （10）意匠法 （11）弁理士法		E　特許関係法規	特許関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）特許法 （2）実用新案法 （3）半導体集積回路法 （4）パリ条約 （5）特許協力条約 （6）欧州特許条約 （7）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等）の特許関係法規 （8）特許法条約 （9）商標法 （10）意匠法 （11）弁理士法 （12）弁護士法 （13）著作権法 （14）消費税法 （15）印紙税法 （16）仲裁法 （17）特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律	

ロ　コンテンツ専門業務			**ロ　コンテンツ専門業務**		
コンテンツ開発戦略	コンテンツ開発戦略に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）コンテンツ企画（プロモーション、実施体制等） （2）コンテンツ活用		A　戦略 A-1　コンテンツ開発戦略	コンテンツ開発戦略に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）コンテンツ企画（プロモーション、実施体制） （2）コンテンツ活用	
コンテンツ創造支援	コンテンツ創造支援に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）権利処理が必要なコンテンツの抽出・判別 （2）権利者の確定（裁定制度を含む）		B　創造（調達） B-1　コンテンツ創造支援	コンテンツ創造支援に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）権利処理が必要なコンテンツの抽出・判別 （2）権利者の確定（裁定制度を含む）	
コンテンツ保護	コンテンツ保護に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）文化庁等への申請 （2）著作権等管理事業者への申請 （3）諸外国への申請		C　保護（競争力のデザイン） C-1　コンテンツ保護	コンテンツ保護に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）文化庁への申請 （2）著作権等管理事業者への申請 （3）諸外国への申請	
コンテンツ関係法規	コンテンツ関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）著作権法 （2）著作権等管理事業法 （3）プロバイダ責任制限法 （4）ベルヌ条約 （5）万国著作権条約 （6）WIPO 著作権条約 （7）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等）の著作権関係法規 （8）商標法 （9）意匠法 （10）その他の著作権関係法規及び関係条約（電子商取引等に関する準則等を含む）		D　コンテンツ関係法規	コンテンツ関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）著作権法 （2）著作権等管理事業法 （3）プロバイダ責任制限法 （4）ベルヌ条約 （5）万国著作権条約 （6）WIPO 著作権条約 （7）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等）の著作権関係法規 （8）商標法 （9）意匠法 （10）電子商取引等に関する準則 （11）金融商品取引法 （12）所得税法 （13）個人情報の保護に関する法律 （14）連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律 （15）映画の盗撮の防止に関する法律 （16）WIPO 実演・レコード条約 （17）視聴覚的実演に関する北京条約 （18）特許法 （19）租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 （20）消費者契約法 （21）プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律 （22）有限責任事業組合契約に関する法律 （23）復興財源確保法	
ハ　ブランド専門業務			**ハ　ブランド専門業務**		
ブランド戦略	ブランド戦略に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）商標及び意匠出願戦略 （2）事業戦略とブランド戦略の関係		A　戦略 A-1　ブランド戦略	ブランド戦略に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）商標及び意匠出願戦略 （2）事業戦略とブランド戦略の関係	
情報・調査	Ⅰ　情報に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）商標及び意匠関連情報開示 （2）商標及び意匠関連情報収集・分析 Ⅱ　調査に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）先行資料調査 （2）他社権利調査		B　創造（調達） 情報・調査	Ⅰ　情報に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）商標及び意匠関連情報開示 （2）商標及び意匠関連情報収集・分析 Ⅱ　調査に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）先行資料調査 （2）他社権利調査	
国内権利化	Ⅰ　国内商標及び意匠の権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）出願書類 （2）意見書提出手続 （3）補正手続 （4）拒絶査定不服審判手続 （5）査定系審決取消訴訟手続		C　保護（競争力のデザイン） C-1　国内権利化	Ⅰ　国内商標及び意匠の権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）出願書類 （2）意見書提出手続 （3）補正手続 （4）拒絶査定不服審判手続 （5）査定系審決取消訴訟手続	

	Ⅱ　国内商標及び意匠の事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）出願事務 （2）期限管理 （3）年金管理		Ⅱ　国内商標及び意匠の事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）出願事務 （2）期限管理 （3）年金管理	
外国権利化	Ⅰ　外国商標及び意匠権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の出願書類（英文を含む。） （2）諸外国の意見書提出手続 （3）諸外国の補正手続 （4）諸外国のその他の中間処理 （5）諸外国の権利取得のための争訟手続 （6）国際出願手続 Ⅱ　外国商標及び意匠事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）諸外国の出願事務 （2）諸外国の期限管理 （3）諸外国の年金管理		C-2　外国権利化	Ⅰ　外国商標及び意匠権利化に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の出願書類（英文を含む。） （2）諸外国の意見書提出手続 （3）諸外国の補正手続 （4）諸外国の中間処理 （5）諸外国の権利取得のための争訟手続 （6）国際出願手続 Ⅱ　外国商標及び意匠事務に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）諸外国の出願事務 （2）諸外国の期限管理 （3）諸外国の年金管理
ブランド関係法規	ブランド関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）商標法 （2）意匠法 （3）著作権法 （4）種苗法 （5）パリ条約 （6）諸外国のブランド関係法規 （7）標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書、標章の国際登録に関するマドリッド協定、商標法条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定 （8）その他のブランド関係法規及び関係条約 （9）弁理士法		D　ブランド関係法規	ブランド関係法規（判例を含む）に関し、次に掲げる事項について専門的な知識を有すること。 （1）商標法 （2）意匠法 （3）著作権法 （4）種苗法 （5）パリ条約 （6）諸外国のブランド関係法規 （7）標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書、標章の国際登録に関するマドリッド協定、商標法条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定 （8）特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 （9）弁理士法
実　技　試　験 次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目 **1　特許専門業務**			実　技　試　験 次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目 **1　特許専門業務**	
特許戦略	特許戦略に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）特許出願戦略（ポートフォリオ戦略等） （2）研究開発戦略と特許戦略の関係 （3）事業戦略と特許戦略の関係 （4）標準化戦略		イ　戦略 イ－1　知的財産戦略	知的財産戦略に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）IP ランドスケープ （2）ポートフォリオマネジメント （3）オープン＆クローズ戦略 （削除）
法務	法務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）営業秘密管理 （2）特許関連社内規定（営業秘密管理に関するものを除く）		ロ　管理 ロ－1　法務	法務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）営業秘密管理 （2）特許関連社内規定（営業秘密管理に関するものを除く）
リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）係争対応（特許に関するもの） （2）他社特許監視 （3）他社特許排除 イ　情報提供　ロ　無効審判手続		ロ－2　リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）係争対応（特許に関するもの） （2）他社特許監視 （3）他社特許排除 イ　情報提供　ロ　無効審判手続
情報・調査	Ⅰ　情報に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。		ハ　創造（調達） ハ－1　情報・調査	Ⅰ　情報に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。

		（1）特許関連情報開示 （2）特許関連情報収集・分析 Ⅱ　調査に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）先行資料（特許）調査 （2）他社権利（特許）調査 （3）パテントマップ		（1）特許関連情報開示 （2）特許関連情報収集・分析 Ⅱ　調査に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）先行資料（特許）調査 （2）他社権利（特許）調査 （3）パテントマップ	
			ハ－2　契約	契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）技術導入契約 （2）秘密保持契約 （3）委託共同研究契約 （4）特許関連契約	
	国内権利化	Ⅰ　発明支援に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）発明の発掘 （2）発明者の確定 （3）発明の評価 Ⅱ　国内特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）明細書 （2）意見書提出手続 （3）補正手続 （4）拒絶査定不服審判手続 （5）査定系審決取消訴訟手続 Ⅲ　国内特許事務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）出願事務 （2）期限管理 （3）年金管理	ニ　保護（競争力のデザイン） ニ－1　国内権利化	Ⅰ　発明支援に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）発明の発掘 （2）発明者の確定 （3）発明の評価 Ⅱ　国内特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）明細書 （2）意見書提出手続 （3）補正手続 （4）拒絶査定不服審判手続 （5）査定系審決取消訴訟手続 Ⅲ　国内特許事務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）出願事務 （2）期限管理 （3）年金管理	
	外国権利化	Ⅰ　外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の明細書（英文明細書を含む。） （2）諸外国の意見書提出手続 （3）諸外国の補正手続 （4）諸外国のその他の中間処理手続 （5）諸外国の権利取得のための争訟手続 （6）国際出願手続 Ⅱ　外国特許事務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の出願事務 （2）諸外国の期限管理 （3）諸外国の年金管理	ニ－2　外国権利化	Ⅰ　外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の明細書（英文明細書を含む。） （2）諸外国の意見書提出手続 （3）諸外国の補正手続 （4）諸外国の中間処理手続 （5）諸外国の権利取得のための争訟手続 （6）国際出願手続 Ⅱ　外国特許事務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の出願事務 （2）諸外国の期限管理 （3）諸外国の年金管理	
	契約	契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）技術導入契約 （2）共有契約 （3）秘密保持契約 （4）実施許諾契約 （5）委託共同研究契約 （6）その他の特許関連契約	ホ　活用 ホ－1　契約	契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （削除） （1）共有契約 （2）秘密保持契約 （3）実施許諾契約 （削除） （4）特許関連契約	
	エンフォースメント	特許権のエンフォースメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）侵害判定 （2）侵害警告	ホ－2　エンフォースメント	特許権のエンフォースメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）侵害判定 （2）侵害警告	

	（３）国内訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む） （４）外国訴訟 （５）模倣品排除			（３）国内訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む） （４）外国訴訟 （５）模倣品排除	
資金調達	特許権を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）証券化 （２）信託 （３）その他の資金調達（証券化、信託を除く）		ホ－３　資金調達	特許権を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）証券化 （２）信託 （３）資金調達（証券化、信託を除く）	
価値評価	特許権の価値評価に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）定量評価（価格算出を含む） （２）定性評価（技術評価を含む） （３）棚卸（権利維持方針を含む） （４）特許権の税務上の取り扱い		ホ－４　価値評価	特許権の価値評価に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）定量評価（価格算出を含む） （２）定性評価（技術評価を含む） （３）棚卸（権利維持方針を含む） （４）特許権の税務上の取り扱い	
２　コンテンツ専門業務			**２　コンテンツ専門業務**		
			イ　戦略		
コンテンツ開発戦略	コンテンツ開発戦略に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）コンテンツ企画（プロモーション、実施体制等） （２）コンテンツ活用		イ－１　コンテンツ開発戦略	コンテンツ開発戦略に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）コンテンツ企画（プロモーション、実施体制） （２）コンテンツ活用	
			ロ　管理		
リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）係争対応（コンテンツに関するもの） （２）他社権利クリアランス （３）社内コンプライアンス		ロ－１　リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）係争対応（コンテンツに関するもの） （２）他社権利クリアランス （３）社内コンプライアンス	
			ハ　創造（調達）		
コンテンツ創造支援	コンテンツ創造支援に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）権利処理が必要なコンテンツの抽出 （２）権利者の確定（裁定制度を含む）		ハ－１　コンテンツ創造支援	コンテンツ創造支援に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）権利処理が必要なコンテンツの抽出 （２）権利者の確定（裁定制度を含む）	
			ニ　保護（競争力のデザイン）		
コンテンツ保護	コンテンツ保護に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）文化庁等への申請 （２）著作権等管理事業者への申請 （３）諸外国への申請		ニ－１　コンテンツ保護	コンテンツ保護に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）文化庁への申請 （２）著作権等管理事業者への申請 （３）諸外国への申請	
			ホ　活用		
契約	Ⅰ　契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）著作権利用許諾契約 （２）著作権譲渡契約 （３）出版権設定契約 （４）その他の著作権・著作隣接権関連契約（制作委託契約、出演契約、専属実演家契約、原盤譲渡契約・原盤供給契約、ソフトウェア開発委託契約、共同研究契約等） Ⅱ　権利処理に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）著作権の権利処理 （２）著作隣接権の権利処理 （３）肖像権・パブリシティ権の権利処理 （４）その他の関連する権利（商品化権等）処理		ホ－1　契約	Ⅰ　契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）著作権利用許諾契約 （２）著作権譲渡契約 （３）出版権設定契約 （４）著作権・著作隣接権関連契約（制作委託契約、出演契約、専属実演家契約、原盤譲渡契約・原盤供給契約、ソフトウェア開発委託契約、共同研究契約） Ⅱ　権利処理に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）著作権の権利処理 （２）著作隣接権の権利処理 （３）肖像権・パブリシティ権の権利処理 （４）関連する権利処理	
エンフォースメント	著作権のエンフォースメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）著作権侵害の判定 （２）著作権の侵害警告 （３）国内著作権侵害訴訟 （４）外国著作権侵害訴訟		ホ－２　エンフォースメント	著作権のエンフォースメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）著作権侵害の判定 （２）著作権の侵害警告 （３）国内著作権侵害訴訟 （４）外国著作権侵害訴訟	

	（５）海賊版排除			（５）海賊版排除	
資金調達	著作権を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）証券化 （２）信託 （３）その他の資金調達（証券化、信託を除く）		ホ－３　資金調達	著作権を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）証券化 （２）信託 （３）資金調達（証券化、信託を除く）	
価値評価	著作権の価値評価に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）定量評価（価格算出を含む） （２）定性評価 （３）著作権の税務上の取り扱い		ホ－４　価値評価	著作権の価値評価に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）定量評価（価格算出を含む） （２）定性評価 （３）著作権の税務上の取り扱い	
３　ブランド専門業務			**３　ブランド専門業務**		
			イ　戦略		
ブランド戦略	ブランド戦略に関し、次に掲げる事項について、法人等（大企業、中小企業、大学等を含む。以下同じ）における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）商標及び意匠出願戦略 （２）事業戦略とブランド戦略の関係		イ－１　ブランド戦略	ブランド戦略に関し、次に掲げる事項について、法人等（大企業、中小企業、大学等を含む。以下同じ）における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）商標及び意匠出願戦略 （２）事業戦略とブランド戦略の関係	
			ロ　管理		
リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）係争対応（ブランドに関するもの） （２）他社商標・意匠等ブランドに関する権利の監視 （３）他社商標・意匠等ブランドに関する権利の排除 　　イ　情報提供　ロ　異議申立　ハ　取消・無効審判手続		ロ－１　リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）係争対応（ブランドに関するもの） （２）他社ブランドに関する権利の監視 （３）他社ブランドに関する権利の排除 　　イ　情報提供　ロ　異議申立　ハ　取消・無効審判手続	
			ハ　創造（調達）		
情報・調査	Ⅰ　情報に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）ブランド関連情報開示 （２）ブランド関連情報収集・分析 Ⅱ　調査に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）先行資料調査 （２）他社権利調査		ハ－１　情報・調査	Ⅰ　情報に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）ブランド関連情報開示 （２）ブランド関連情報収集・分析 Ⅱ　調査に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）先行資料調査 （２）他社権利調査	
			ニ　保護（競争力のデザイン）		
国内権利化	Ⅰ　国内商標及び意匠の権利化に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）出願書類 （２）意見書提出手続 （３）補正手続 （４）拒絶査定不服審判手続 （５）査定系審決取消訴訟手続 Ⅱ　国内商標及び意匠の事務に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）出願事務 （２）期限管理 （３）年金管理		ニ－１　国内権利化	Ⅰ　国内ブランドに関する権利の権利化に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）出願書類 （２）意見書提出手続 （３）補正手続 （４）拒絶査定不服審判手続 （５）査定系審決取消訴訟手続 Ⅱ　国内ブランドに関する事務に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）出願事務 （２）期限管理 （３）年金管理	
外国権利化	Ⅰ　外国商標及び意匠権利化に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の出願書類（英文を含む。） （２）諸外国の意見書提出手続 （３）諸外国の補正手続 （４）諸外国のその他の中間処理 （５）諸外国の権利取得のための争訟手続 （６）国際出願手続		ニ－２　外国権利化	Ⅰ　外国ブランドに関する権利の権利化に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （１）諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の出願書類（英文を含む。） （２）諸外国の意見書提出手続 （３）諸外国の補正手続 （４）諸外国の中間処理 （５）諸外国の権利取得のための争訟手続 （６）国際出願手続	

	Ⅱ　外国商標及び意匠事務に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）諸外国の出願事務 （2）諸外国の期限管理 （3）諸外国の年金管理
契約	ブランドに関連する契約に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）使用（実施）許諾契約 （2）譲渡契約 （3）共存契約 （4）共有契約 （5）その他のブランド関連契約（商品化権等に関する契約を含む）
エンフォースメント	ブランドに関する権利のエンフォースメントに関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）侵害判定 （2）侵害警告 （3）国内訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む） （4）外国訴訟 （5）模倣品排除
資金調達	商標権等ブランドに関する権利を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）証券化 （2）信託 （3）その他の資金調達（証券化、信託を除く）
価値評価	商標権等ブランドに関する権利の価値評価に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）定量評価（価格算出を含む） （2）定性評価（技術評価を含む） （3）棚卸（権利維持方針を含む） （4）商標権等ブランドに関する権利の税務上の取り扱い

	Ⅱ　外国ブランドに関する権利の事務に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）諸外国の出願事務 （2）諸外国の期限管理 （3）諸外国の年金管理
ホ　活用 ホ－1　契約	ブランドに関連する契約に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）使用（実施）許諾契約 （2）譲渡契約 （3）共存契約 （4）共有契約 （5）ブランド関連契約
ホ－2　エンフォースメント	ブランドに関連するエンフォースメントに関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）侵害判定 （2）侵害警告 （3）国内訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む） （4）外国訴訟 （5）模倣品排除
ホ－3　資金調達	ブランドに関する権利を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）証券化 （2）信託 （3）資金調達（証券化、信託を除く）
ホ－4　価値評価	ブランドに関する権利の価値評価に関し、次に掲げる事項について、法人等における業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 （1）定量評価（価格算出を含む） （2）定性評価（技術評価を含む） （3）棚卸（権利維持方針を含む） （4）ブランドに関する権利の税務上の取り扱い

2　２級知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学　科　試　験	
1　戦略	戦略に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）知的財産戦略（ポートフォリオ戦略、ブランド戦略等） （2）研究開発戦略と知的財産戦略の関係 （3）事業戦略と知的財産戦略の関係 （4）コンテンツ開発戦略と知的財産戦略の関係
2　法務	法務に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）営業秘密管理 （2）知的財産関連社内規定（営業秘密管理に関するものを除く）
3　リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）係争対応 （2）他社権利監視 （3）他社権利排除 イ　情報提供　ロ　無効審判手続
4　調査	調査に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）先行資料調査 （2）他社権利調査
5　ブランド保護	ブランド保護に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）商標権利化（意見書、補正書、不服審判等を含む） （2）商標事務（出願事務、期限管理、年金管理等を含む）
6　技術保護	Ⅰ　国内特許権利化に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）明細書 （2）意見書提出手続 （3）補正手続 （4）拒絶査定不服審判手続 （5）査定系審決取消訴訟手続 Ⅱ　外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）パリ条約を利用した外国出願手続 （2）国際出願手続 Ⅲ　国内特許事務に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）出願事務 （2）期限管理 （3）年金管理 Ⅳ　品種登録申請に関して基本的な知識を有すること。
7　コンテンツ保護	コンテンツ保護に関して基本的な知識を有すること。
8　デザイン保護	デザイン保護に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）意匠権利化（意見書、補正書、不服審判等を含む） （2）意匠事務（出願事務、期限管理、年金管理等を含む）
9　契約	契約に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）知的財産関連契約 （2）著作権の権利処理
１０　エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）知的財産権侵害の判定 （2）知的財産権侵害警告 （3）国内知的財産関連訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む） （4）模倣品排除

2　２級知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学　科　試　験	
1　戦略	知的財産戦略に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）知的財産戦略（特許ポートフォリオ戦略、ブランド戦略、コンテンツ戦略） （2）IP ランドスケープ （3）オープン＆クローズ戦略 （削除）
2　管理	
2－1　法務	法務に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）営業秘密管理 （2）知的財産関連社内規定（営業秘密管理に関するものを除く）
2－2　リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）係争対応 （2）他社権利監視 （3）他社権利排除 イ　情報提供　ロ　無効審判手続
3　創造（調達）	
3－1　調査	調査に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）先行資料調査 （2）他社権利調査
4　保護（競争力のデザイン）	
4－1　ブランド保護	ブランド保護に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）商標権利化（意見書、補正書、不服審判を含む） （2）商標事務（出願事務、期限管理、年金管理を含む）
4－2　技術保護	Ⅰ　国内特許権利化に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）明細書 （2）意見書提出手続 （3）補正手続 （4）拒絶査定不服審判手続 （5）査定系審決取消訴訟手続 Ⅱ　外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）パリ条約を利用した外国出願手続 （2）国際出願手続 Ⅲ　国内特許事務に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）出願事務 （2）期限管理 （3）年金管理 Ⅳ　品種登録申請に関して基本的な知識を有すること。
4－3　コンテンツ保護	コンテンツ保護に関して基本的な知識を有すること。
4－4　デザイン保護	デザイン保護に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）意匠権利化（意見書、補正書、不服審判を含む） （2）意匠事務（出願事務、期限管理、年金管理を含む）
5　活用	
5－1　契約	契約に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）知的財産関連契約 （2）著作権の権利処理
5－2　エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （1）知的財産権侵害の判定 （2）知的財産権侵害警告 （3）国内知的財産関連訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む） （4）模倣品排除

１１　関係法規	関係法規に関し、次に掲げる事項について基本的な知識を有すること。 （１）民法（特に契約関係法規） （２）特許法 （３）実用新案法 （４）意匠法 （５）商標法 （６）不正競争防止法 （７）独占禁止法 （８）関税法 （９）著作権法 （１０）種苗法 （１１）パリ条約 （１２）特許協力条約 （１３）ＴＲＩＰＳ協定 （１４）その他の知的財産関係条約（マドリッド協定、ハーグ協定等） （１５）弁理士法		6　関係法規	次に掲げる関係法規に関し、知的財産に関連する事項について基本的な知識を有すること。 （１）民法（特に契約関係法規） （２）特許法 （３）実用新案法 （４）意匠法 （５）商標法 （６）不正競争防止法 （７）独占禁止法 （８）関税法 （９）著作権法 （10）種苗法 （11）特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 （12）パリ条約 （13）特許協力条約 （14）ＴＲＩＰＳ協定 （15）マドリッド協定議定書 （16）ハーグ協定 （17）ベルヌ条約 （18）商標法に関するシンガポール条約 （19）特許法条約 （20）弁理士法	
実　技　試　験 管理業務 1　戦略	戦略に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）知的財産戦略（特許ポートフォリオ戦略、ブランド戦略等） （２）研究開発戦略と知的財産戦略の関係 （３）事業戦略と知的財産戦略の関係 （４）コンテンツ開発戦略と知的財産戦略の関係		実　技　試　験 管理業務 1　戦略	知的財産戦略に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）知的財産戦略（特許ポートフォリオ戦略、ブランド戦略、コンテンツ戦略） （２）IP ランドスケープ （３）オープン＆クローズ戦略 （削除）	
2　法務	法務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）営業秘密管理 （２）知的財産関連社内規定（営業秘密管理に関するものを除く）		2　管理 ２－１　法務	法務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）営業秘密管理 （２）知的財産関連社内規定（営業秘密管理に関するものを除く）	
3　リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）係争対応 （２）他社権利監視 （３）他社権利排除 　　イ　情報提供　ロ　無効審判手続		２－２　リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）係争対応 （２）他社権利監視 （３）他社権利排除 　　イ　情報提供　ロ　無効審判手続	
4　調査	調査に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）先行資料調査 （２）他社権利調査		3　創造（調達） ３－１　調査	調査に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）先行資料調査 （２）他社権利調査	
5　ブランド保護	ブランド保護に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。		4　保護（競争力のデザイン） ４－１　ブランド保護	ブランド保護に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。	

	（１）商標権利化（意見書、補正書、不服審判等を含む） （２）商標事務（出願事務、期限管理、年金管理等を含む）		（１）商標権利化（意見書、補正書、不服審判を含む） （２）商標事務（出願事務、期限管理、年金管理を含む） （３）地理的表示の保護	
6　技術保護	Ⅰ　国内特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）明細書 （２）意見書提出手続 （３）補正手続 （４）拒絶査定不服審判手続 （５）査定系審決取消訴訟手続 Ⅱ　外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）パリ条約を利用した外国出願手続 （２）国際出願手続 Ⅲ　国内特許事務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）出願事務 （２）期限管理 （３）年金管理 Ⅳ　品種登録申請に関して業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。		4－2　技術保護	Ⅰ　国内特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）明細書 （２）意見書提出手続 （３）補正手続 （４）拒絶査定不服審判手続 （５）査定系審決取消訴訟手続 Ⅱ　外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）パリ条約を利用した外国出願手続 （２）国際出願手続 Ⅲ　国内特許事務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）出願事務 （２）期限管理 （３）年金管理 Ⅳ　品種登録申請に関して業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。	
7　コンテンツ保護	コンテンツ保護に関して業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。		4－3　コンテンツ保護	コンテンツ保護に関して業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。	
8　デザイン保護	デザイン保護に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）意匠権利化（意見書、補正書、不服審判等を含む） （２）意匠事務（出願事務、期限管理、年金管理等を含む）		4－4　デザイン保護	デザイン保護に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）意匠権利化（意見書、補正書、不服審判を含む） （２）意匠事務（出願事務、期限管理、年金管理を含む）	
9　契約	契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）知的財産関連契約 （２）著作権の権利処理		5　活用 5－1　契約	契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）知的財産関連契約 （２）著作権の権利処理	
１０　エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）知的財産権侵害の判定 （２）知的財産権侵害警告 （３）国内知的財産関連訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む） （４）模倣品排除		5－2　エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決でき、一部は自律的に解決できること。 （１）知的財産権侵害の判定 （２）知的財産権侵害警告 （３）国内知的財産関連訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む） （４）模倣品排除	

３　３級知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学　科　試　験	
1　ブランド保護	ブランド保護に関し、初歩的な知識を有すること。
2　技術保護	Ⅰ　国内特許権利化に関し、初歩的な知識を有すること。 Ⅱ　外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 （１）パリ条約を利用した外国出願手続 （２）国際出願手続 Ⅲ　品種登録申請に関して初歩的な知識を有すること。
3　コンテンツ保護	コンテンツ保護に関し、初歩的な知識を有すること。
4　デザイン保護	デザイン保護に関し、初歩的な知識を有すること。
5　契約	契約に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 （１）知的財産関連契約 （２）著作権の権利処理
6　エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 （１）知的財産権侵害の判定 （２）国内知的財産関連訴訟
7　関係法規	関係法規に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 （１）特許法 （２）実用新案法 （３）意匠法 （４）商標法 （５）不正競争防止法 （６）独占禁止法 （７）著作権法 （８）種苗法 （９）パリ条約 （１０）特許協力条約 （１１）その他の知的財産関係条約（マドリッド協定、ハーグ協定等） （１２）弁理士法
実　技　試　験 管理業務	
1　ブランド保護	ブランド保護に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。

３　３級知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学　科　試　験	
1　保護（競争力のデザイン）	
1－1　ブランド保護	ブランド保護に関し、初歩的な知識を有すること。
1－2　技術保護	Ⅰ　国内特許権利化に関し、初歩的な知識を有すること。 Ⅱ　外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 （１）パリ条約を利用した外国出願手続 （２）国際出願手続 Ⅲ　品種登録申請に関して初歩的な知識を有すること。
1－3　コンテンツ保護	コンテンツ保護に関し、初歩的な知識を有すること。
1－4　デザイン保護	デザイン保護に関し、初歩的な知識を有すること。
2　活用	
2－1　契約	契約に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 （１）知的財産関連契約 （２）著作権の権利処理
2－2　エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 （１）知的財産権侵害の判定 （２）国内知的財産関連訴訟
3　関係法規	次に掲げる関係法規に関し、知的財産に関連する事項について初歩的な知識を有すること。 （１）特許法 （２）実用新案法 （３）意匠法 （４）商標法 （５）不正競争防止法 （６）独占禁止法 （７）著作権法 （８）種苗法 （９）特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 （10）パリ条約 （11）特許協力条約 （12）ＴＲＩＰＳ協定 （13）マドリッド協定議定書 （14）ハーグ協定 （15）ベルヌ条約 （16）商標法に関するシンガポール条約 （17）特許法条約 （18）弁理士法
実　技　試　験 管理業務	
1　保護（競争力のデザイン） **1－1　ブランド保護**	ブランド保護に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。

2　技術保護	Ⅰ　国内特許権利化に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。 Ⅱ　外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。 （1）パリ条約を利用した外国出願手続 （2）国際出願手続 Ⅲ　品種登録申請に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。
3　コンテンツ保護	コンテンツ保護に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。
4　デザイン保護	デザイン保護に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。
5　契約	契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。 （1）知的財産関連契約 （2）著作権の権利処理
6　エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。 （1）知的財産権侵害の判定 （2）国内知的財産関連訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む）

1－2　技術保護	Ⅰ　国内特許権利化に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。 Ⅱ　外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。 （1）パリ条約を利用した外国出願手続 （2）国際出願手続 Ⅲ　品種登録申請に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。
1－3　コンテンツ保護	コンテンツ保護に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。
1－4　デザイン保護	デザイン保護に関し、業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。
2　活用 2－1　契約	契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。 （1）知的財産関連契約 （2）著作権の権利処理
2－2　エンフォースメント	エンフォースメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題を発見し、上司の指導の下で又は外部専門家等と連携して、その課題を解決することができること。 （1）知的財産権侵害の判定 （2）国内知的財産関連訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む）